

## 下請負に関する運用ガイドライン

下請契約に関して、建設業法及びその関連通達のほか、建設工事下請負の適正化に関する要綱（以下「要綱」という。）の運用について具体的な方針を定めましたので、本運用ガイドラインを通読の上、適正な施工体制の構築に努めて頂くようお願いします。

### 1. 下請契約について

(1) 建設業法に規定する「下請契約」とは、建設工事の全部又は一部の完成を目的として締結される請負契約のため、建設工事の完成と直接関係のない請負行為等を目的とする契約は、下請契約に該当しません。

以下に示す例は下請契約に該当しないため、下請負届の提出の必要はありませんが、施工体制把握のため施工体系図にはできるだけ記載して下さい。

例① ダンプトラックによる土砂の運搬や生コンの輸送。

ただし、残土置き場における敷均しやコンクリート圧送、打設を含む場合は、建設工事の完成を目的とした行為と考えられるため下請契約が必要となります。

例② 警備会社との契約による交通整理員の派遣。

例③ 建設機械のリース契約。

ただし、オペレーター付きでリース契約をした場合は、建設工事の完成を目的とした行為と考えられるため下請契約が必要となります。

例④ 資材メーカーと取り交わした資材の製造、搬入を内容とする契約。

ただし、トラッククレーンによる現場への設置までを内容とする契約の場合は、建設工事の完成を目的とした行為と考えられるため下請契約が必要となります。

(2) オペレーター付きリース契約や、他の建設会社から作業員の労務提供を受ける場合、建設業務は労働者派遣法第4条において適用除外とされているため、労働者派遣法違反となる恐れがありますので、適正な下請契約を締結して下さい。

(3) 下請契約は総価による契約が原則です。やむを得ず単価による契約を締結する場合は、支払条件、支払方法等が標準契約約款とは異なりますので十分留意して下さい。

### 2. 一括下請負について

(1) 「一括下請負」とは、元請負人がその下請契約の施工に実質的に関与していると認められる場合を除き、次の場合をいいます。

請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合。(下記事例を参照)

例① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事の全てを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に請け負わせる場合

例② 住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての工事を1社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合。（下記事例を参照）

例① 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうち1戸の工事を1社に下請負させる場合

例② 道路改修工事2キロメートルを請け負い、そのうち500メートル分について施工技术分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その工事を1社に下請負させる場合

(2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことをいいます。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当しません。

具体的には、元請負人が選任した監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）が現場に配置され、これらの技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来型・品質管理、完成検査、安全管理、下請負人の施工調整・指導監督等のすべての面において、主体的な役割を果たしていることが必要です。

(3) 一括下請負の禁止は、直接元請負人と1次下請人のみならず、2次、3次の下請負にも適用されます。

### 3. 建設業の許可について

(1) 建設業法が規定する許可を要しない軽微な工事の範囲は、工事1件の請負代金額が500万円未満（建築一式工事に該当する場合は1,500万円未満又は延べ面積が1,500平方メートル未満の木造住宅）の工事ですが、大仙市が発注する工事においては、予定価格が130万円を超える場合は、建設業の許可を有していることを条件としています。

このため、下請負においても工事1件の下請代金が130万円を超える場合は、原則として建設業の許可が必要となり、これによらない場合は要綱第5条に規定する事前協議をしなければなりません。

なお、130万円以下の工事については、市内小規模事業者の活用を図る趣旨から、特別な工事を除き許可は求めないこととします。

(2) 元請負人が材料を提供し、下請代金の額に材料の価格が含まれない下請工事にあつては、材料の市場価格等を当該下請契約の代金に加えた額で判断します。

### 4. 下請負人選定の優先順位について

下請負人を選定する際は、工事請負契約書第7条の2第1項により、大仙市内に本店を有する者を優先的に選定するようお願いしていますが、やむを得ない理由により市内業者で対応が困難な場合は、以下の優先順位にて選定願います。

なお、①以外の場合については、要綱第5条に規定する事前協議が必要になります。

- ① 大仙市内に本店を有する者（ただし同一工種の場合は下位格付業者に限る）
- ② 大仙市内に本店を有する同一格付又は上位格付の者
- ③ 仙北市又は美郷町に本店を有する者のうち、大仙市内に営業所を有する者
- ④ 秋田県内に本店を有する者のうち、大仙市内に営業所を有する者
- ⑤ 大仙市内に営業所を有する者
- ⑥ 仙北市又は美郷町に本店を有する者
- ⑦ 秋田県内に本店を有する者
- ⑧ 秋田県内に営業所を有する者

## 5. 事前協議に関する承認要件について

- (1) 要綱第5条第1項第1号から第4号に規定する下請工事については、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与しない場合、一括下請負の禁止に抵触する疑義が極めて高い下請契約であることから、下請契約を締結するにあたり事前協議を義務づけています。このような下請契約を承認するにあたっては、高い技術力を持って下請負人を指導監督できる元請負人の技術者が必要なことから、監理技術者資格者証の交付を受けている者を当該工事の**監理技術者等**として、**下請契約期間において原則として専任で配置した場合のみ承認することとしたものです。**

したがって、あらかじめこのような下請契約が予想される工事の入札参加にあたっては、入札条件に関わらず、監理技術者資格者証の交付を受けている者を当該配置予定技術者として申請する**ことが望ましいと考えられます。**

なお、契約後の事情により上記要件を満たす事前協議が必要となった場合は、以下のとおり取り扱うこととします。

### ① 主任技術者の専任を要する工事の場合

建設業法において技術者の専任を義務づけられている又は当該技術者の配置を条件とした工事であることから、技術者の変更は認めません。従って、当該工事において求められる**主任技術者**の要件と同等以上の要件を満たす監理技術者資格者証の交付を受けている技術者を、当該技術者とは別に**下請契約期間において専任で配置しなければなりません。**

### ② 主任技術者の専任を要しない工事の場合

契約後の条件変更又は契約前に想定できない特段の事情がある場合に限り、当該工事において求められる主任技術者の要件と同等以上の要件を満たす監理技術者資格者証の交付を受けている技術者に、主任技術者を変更することを特例として認めます。**その場合、工事現場における技術者等の配置について（平成28年4月1日施行）第3の2の（2）の規定も満たす必要があります。**これによらない場合は上記①と同様の取り扱いとします。

- (2) 要綱第6条第1項第1号②及び第2号①に規定する「やむを得ない特段の事情」については、次の具体的承認例により判断するものとします。

- ① 一の下請負人の請負金額が元請契約額の過半を占める工事、又は一の下請負人が主た

る部分を請け負う場合

- ア) 土木又は建築一式工事において、主たる部分が特許等を要する特殊な工事であり、自社において施工が困難なため。
  - イ) 土木又は建築一式工事において、主たる部分が建設業の許可を必要とする専門工事であり、自社において当該工事の専門技術者を有していないため。
  - ウ) 建設工事に付帯する他の建設工事の割合が過半を占める工事であり、それら工事の専門技術者を自社において有していないため。
- ② 相指名業者又は同一工種の同一若しくは上位格付の者が下請負人となる場合
- ア) 下請負に付そうとする工事が特許等を要する特殊な工事のため、自社施工が困難であり、なおかつ大仙市内において相指名業者（又は同一格付以上の者）以外に施工可能な者がいないため。
  - イ) 当該工事に関連する他の工事を相指名業者が受注しており、現場状況から工事の工程上、安全上及び経費上において、相指名業者（又は同一格付以上の者）が施工する事が最も望ましいため。
  - ウ) 発注工種以外の工種を下請負に付す工事において、地域性等を勘案し相指名業者（又は同一格付以上の者）が施工する事が最も望ましいため。（客観的に判断できる事が必要）
- ③ 工事を分離又は分割して発注した場合で、工期が重複又は連続している2以上の工事において、同一の者が下請負人になる場合
- ア) 下請負に付そうとする工事が特許等を要する特殊な工事のため、自社施工が困難であり、なおかつ大仙市内において同一の者以外に施工可能な者がいないため。
  - イ) 発注者以外の者が管理する施設に関わる工事において、施工協議等により同一の者が施工する事を義務づけられたため。
  - ウ) 発注工種以外の工種を下請負に付す工事において、地域性等を勘案し同一の者が施工する事が最も望ましいため。（客観的に判断できる事が必要）
- ④ 市外に主たる営業所を有する者が下請負人となる場合
- ア) 下請負に付そうとする工事が特許等を要する特殊な工事のため、大仙市内に施工可能な者がいないため。
  - イ) 下請負人が専門工事業者であり、市内業者に下請負に付すよりも、より高い品質の確保が期待できるため。（客観的に判断できる事が必要）
  - ウ) 下請負人と資本及び経営体制について協力関係にあり、継続的な技術研修及び安全教育等現場管理に関することを一体的に行っており、自社の施工体制を熟知しているため。
  - エ) 市内数者（原則2者以上）に見積を依頼したが、施工条件等の折り合いがつかず下請負を拒否されたため。（証明する見積依頼書及び辞退書が必要）
- ⑤ 建設業の許可を有していない者が下請負人となる場合
- ア) 下請負に付そうとする内容が軽易で、施工が容易な工事であり、特別な技術力を必要としないため。

(3) 要綱第6条第1項第1号①に規定する「特別な場合」については、次の具体的承認例に

より判断するものとします。

① 専任を要することとした場合に、市に不利益が生じる場合

ア) 特許等を要する随意契約による工事を複数受注しており、やむを得ない特段の事情により下請契約が必要であるが、いかなる努力を持っても監理技術者資格者証の交付を受けている者を下請契約期間に専任で配置することができず、これにより工事の完成が遅延した場合に著しい市民サービスの低下が生じるため。

(4) 要綱第6条第1項第1号から第3号に規定する「工事を施工するために通常必要と認められる原価」については、以下のとおり取り扱うものとします。

① 市の積算額に対する下請代金の比率が80%（ただし、変動型最低制限価格取扱要綱第4条第2項を適用した工事にあつては、変動型最低制限価格を予定価格で除した率とする。以下同じ）以上の場合、通常必要と認められる原価を満たしているものとします。

② 市の積算額に対する下請代金の比率が80%未満の場合において、下請代金の積算内訳である次の各費用の額のいずれかが、市の積算額に各費目毎に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対しては、別記様式により詳細調査を実施した上で判断します。

ア) 直接工事費 90%（ただし、変動型最低制限価格取扱要綱第4条第2項を適用した工事にあつては、変動型最低制限価格を予定価格で除した率とする。）

イ) 共通仮設費 70%

ウ) 現場管理費 70%

エ) 一般管理費 30%

③ 市の積算額に対する下請代金の比率が80%未満の場合において、上記のいずれにも該当しないときは、通常必要と認められる原価を満たしているものとします。

(5) 要綱第5条第1項ただし書きに規定する事前協議を省略することができる「別に定める基準」については、次に示す両方を満たすものとします。

① その実態が単価契約である次の専門工種であること。

ア) 舗装切断

イ) 区画線

ウ) コンクリート圧送

エ) 下水道カメラ

オ) 水道管保温

カ) その他これに類するもの

② 下請契約金額が50万円以下であること。

## 6. 施工体系図の提出について

要綱第8条により下請契約を締結した場合は施工体系図を作成し、工事完成時に契約検査課に提出することになっていますが、提出の時期は検査員に検査要請書を提出するときに併せて提出することとしますので、遺漏の無いよう取り扱い願います。

(平成 23 年 4 月 1 日施行)

(平成 23 年 6 月 1 日改正)

(平成 24 年 4 月 1 日改正)

(平成 28 年 4 月 1 日改正)